

出版関連小委員会（第 5 回）の議論を踏まえた 「電子書籍に対応した著作権」の在り方

平成 25 年 7 月 29 日

1. 出版関連小委員会（第 5 回）の議論を踏まえた前提

「特定の版面」に対象を限定した権利の法制化の目的は、企業内複製等ではなく、海賊版対策（雑誌をそのまま複製（デッドコピー）したネット上の海賊版への対応）にある。

2. 出版関連小委員会（第 5 回）の議論を踏まえた論点整理

出版物（特に雑誌）をデッドコピーしたネット上の海賊版への対応として、いかなる方策が適当か。

3. 検討事項

(1) 「電子書籍に対応した著作権」としてとりうる方策

これまでの出版関連小委員会の議論において挙げられた、出版物（特に雑誌）をデッドコピーしたネット上の海賊版への対策を整理すると、以下の 3 つとなる。

方策① 「特定の版面」に対象を限定した権利による対応

方策② 「電子書籍に対応した著作権」による対応（方策①を除く）

方策③ ネット上の違法配信を紙の出版物に係る著作権の侵害とみなす規定を創設することによる対応

(2) 「電子書籍に対応した著作権」として望ましい方策の検討

出版物（特に雑誌）をデッドコピーしたネット上の海賊版への対策として、いかなる方策が最も望ましいか。各方策について考えられる主な論点は、以下のとおり。

【方策①】

- 「特定の版面」に対象を限定することの可否。
- 著作権制度（出版行為を前提とする権利、出版の義務等）との整合性。

【方策②】

- 雑誌を構成する著作物に「電子書籍に対応した著作権」を設定することの可否（継続出版義務等）。
- 当事者の合意により、「電子書籍に対応した著作権」に係る「出版」の義務を雑誌に限定することの可否。

【方策③】

- 雑誌を構成する著作物に紙の出版物に係る著作権を設定することの可否（継続出版義務等）。
- 当事者の合意により、著作権に係る出版の義務を雑誌に限定することの可否。
- ネット上の違法配信は、著作権侵害であるにも拘わらず、これを紙の出版物に係る著作権侵害とみなすことの可否。

(以 上)